

高齢介護だより

65歳からの介護保険

介護にあたる家族と本人の身体的・時間的・経済的な負担を社会で支える仕組みの介護保険制度。
40歳から加入していますが、65歳から保険料の納付の仕方など仕組みが変わります。65歳になると、どのように変わるかをしっかり確認しておきましょう。

納付の仕方が変わります

夫婦間で被扶養者だった人も65歳になると、それぞれで保険料を納める必要があります。また、保険料も医療保険への納付から市役所へ納付するようになります。



一人ひとりに介護保険料がかかります。所得や年金、家族の課税状況により決まります。

1人ひとりに介護保険料がかかります



65歳以上
第1号被保険者

65歳からは…



40歳～64歳
第2号被保険者

加入している医療保険料の一部が介護保険料となります。また、どちらかが被扶養者になつている場合は、世帯ごとで保険料を納付します。

介護保険料の納付

納付書は、65歳になった月の翌月10日ごろに郵送します。(1日生まれの方は同月となります)
介護保険料の納付方法は、最初は納付書払い(普通徴収)となりますが、年金が年額18万円以上の人は、7カ月から1年先に年金天引き(特別徴収)に切り替わります。

【例】
平成26年10月から平成27年1月の間に65歳になった人
平成27年8月天引き開始予定
平成27年2月に65歳になる人
平成27年10月天引き開始予定
※原則、介護保険料は年金からの天引きとなっていますが、年金天引きにならない場合もあります

介護保険料の納付は義務です

介護保険は国民全体で社会を支える仕組みです。サービスを受けないから加入しない、または脱退する事はできません。きちんと納めるようにして下さい。

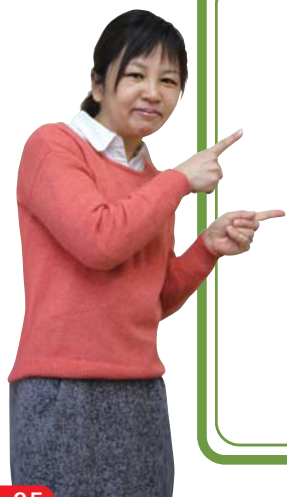
介護保険制度が改正されます

平成27年4月より介護保険制度が見直されます。詳しい内容は、今後順次お知らせしていきます。

●特別養護老人ホームの入所基準が変わります

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)への新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象になります。

ただし、現在入所中の要介護1・2の人などは、引き続き入所できる経過措置が設けられます。その他の特例や経過措置は、お問い合わせください。



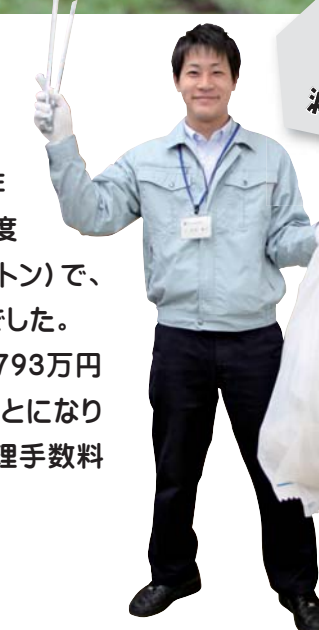
私たちがごみ量と処分費用

平成25年度のごみ量は、24年度と比較すると352トン削減できました! これからも、ごみの分別と削減にご協力をお願いします。

●ごみ量と処分費の内容

平成25年度に家庭や事業所から収集されたごみ量は、可燃ごみ7,370トン(前年度7,529トン)、資源ごみ1,126トン(前年度1,310トン)、粗大ごみ383トン(前年度392トン)で、市民一人当たりの年間ごみ量は約260kgでした。

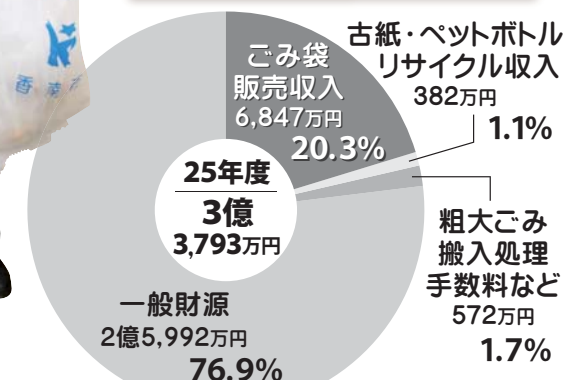
また、ごみ処理にかかった費用は3億3,793万円で、市民一人当たり約9,800円かかったこととなります。ごみ袋販売やリサイクルにかかる処理手数料などの収入は7,801万円でした。



皆さんの協力でごみ352トンの減量ができました!

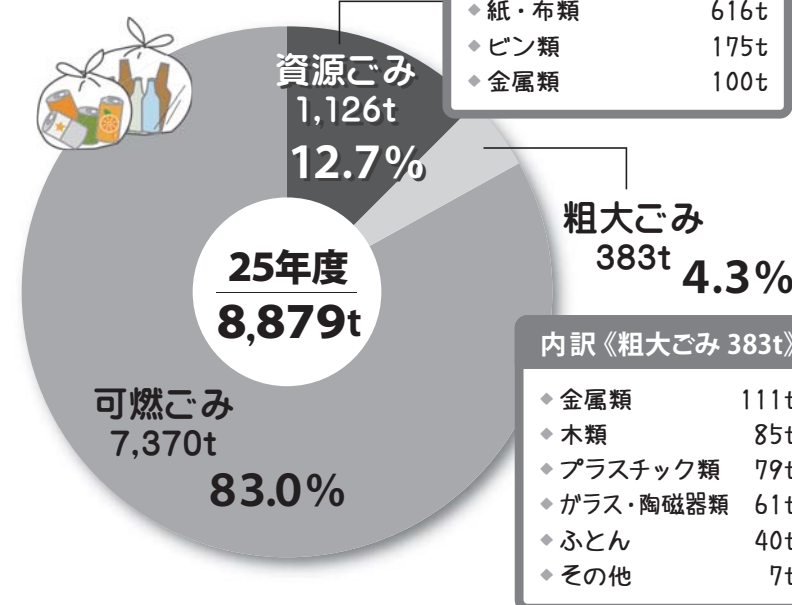


2 ごみ処理等歳入決算



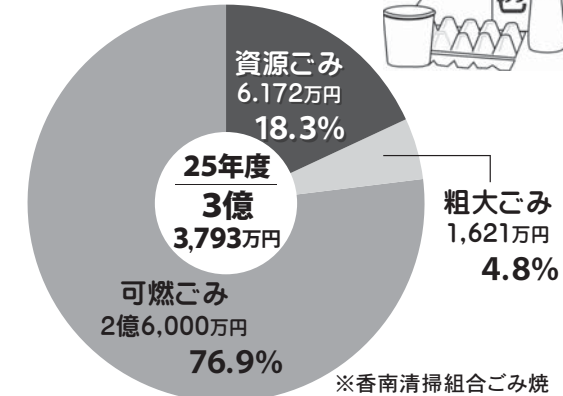
1 ごみ収集処理量

【注】家庭と事業所から分別し出されたごみの収集量および、粗大ごみ中間処理施設に持ち込まれたごみ量



3 ごみ処理等歳出決算

【注】可燃ごみ処理経費には、ごみ処理機購入費補助24万円を含む



お知らせ

平成27年4月1日から、住宅用太陽光システム等設置補助金の補助金額および、件数の変更を予定しています。

平成26年度補助金についても現在募集中ですので、お気軽にご相談ください。



▼現在
定額 80,000円補助
150件 先着順

▼平成27年4月1日から
定額 60,000円補助
80件 先着順

※正式な発表は、27年4月1日にホームページでご確認ください

■お問い合わせ/環境対策課 ☎57-8508